

船舶ゴミ及び沿岸固形廃棄物の長江水域への汚染防止管理規定

中華人民共和国交通部

中華人民共和国建設部

国家環境保護局

1997年17号

ここに『船舶ゴミ及び沿岸固形廃棄物の長江水域への汚染防止管理規定』を公布し、1998年3月1日より施行する。

1997年12月24日

船舶ゴミ及び沿岸固形廃棄物の長江水域への汚染防止管理規定

第1章 総則

第1条 船舶ゴミおよび沿岸固形廃棄物汚染を防止し、長江水域の環境を保護するために、『中華人民共和国水污染防治法』、『中華人民共和国固形廃棄物汚染環境防止法』、『都市の外観環および境衛生の管理に関する条例』などの法律、法規および関係国際規約に基づき本規定を制定する。

第2条 本規定は長江水域内を航行、停泊し、作業を行なう船舶および船舶の所有者（経営者）、埠頭荷役施設の所有者（経営者）、長江沿岸都市のすべての機関および個人、ゴミ受け入れ機関、処理機関および作業員に適用する。

第3条 国務院の環境保護行政主管部門は長江水汚染の防止および固形廃棄物汚染の防止に関する監督管理の責任を負う。国務院の交通行政主管部門は船舶ごみの長江水域への汚染防止に関する監督管理の責任を負う。国務院の建設行政主管部門は沿岸都市の生活ゴミの清掃、収集、保管、運搬および処置に関する監督管理の責任を負う。

第4条 国務院の関係部門および長江沿岸の各クラスの人民政府は、長江の環境保護業務を計画に組み入れ、各自の職責と結び付けて、船舶ゴミおよび沿岸固形廃棄物の長江水域への汚染を防止する対策、措置および処理計画を制定し、組織的に実施すること。

第2章 船舶ゴミ汚染の防止

第5条 総長12m以上の船舶は統一的な監督の下で立て札を設置し、船員および旅客にゴミの管理要求および処罰規定を告知すること。

第6条 400トン以上の船舶および乗客が15人以上と査定された船舶は、必ず港航海監督部門が許可する『船舶ゴミ管理計画』および港航海監督部門が発行する『船舶ゴミ記録簿』を備えること。船舶ゴミ処理作業は『船舶ゴミ管理計画』中に規定する操作手順を満たすこと。作業状況は事実の通り記録

すること。『船舶ゴミ記録簿』は船上で2年間保存すること。

第7条 400トン未満の船舶および乗客が15人未満と査定された船舶は、ゴミ処理状況を事実の通り『航行日誌』に記録し、港航海監督部門の検査に備えること。

第8条 船舶ゴミを川に捨てることを禁止する。

船舶には蓋付きで、漏れず、溢れないゴミ保管容器を配備するか、あるいは袋に詰めて、ゴミを随時受け入れ施設に運ぶこと。

第9条 船長および船員は船上の『船舶ゴミ管理計画』に熟知し、港航海監督部門の検査を受け入れること。

規定の要求を満たさない船舶に対しては、港航海監督部門が関係規定に基づき処理し、船舶が規定を満たすまで出港を許可しない。

第10条 船舶会社は客船（遊覧船を含む）、貨客船および渡し船に環境保護監督管理者を専任（兼任）として配置すること。環境保護監督管理者は、船上環境衛生に関する管理業務の責任を負い、船員および乗客が川にゴミを捨てることを禁止すること。

第11条 港航海監督部門の許可を得なければ、船舶は港湾内で勝手に焼却炉を使用して船舶ゴミを処理してはならない。

港湾内で使用する焼却炉は環境保護の要求を必ず満たすこと。

第3章 沿岸固形廃棄物汚染の防止

第12条 長江沿岸の川縁にゴミおよび産業廃棄物の野積み場を設置することを禁止する。現在あるゴミおよび産業廃棄物の野積み場は期限を定めて閉鎖する。閉鎖までに地方政府はゴミ処理場を別途手配すること。

第13条 長江沿岸都市の各機関および住民は『都市の外観および環境衛生の管理に関する条例』を厳しく実行し、生活ゴミをゴミ容器あるいは指定する場所に捨てること。すべての機関および個人に対し、沿岸での野積みや、水域内へゴミを捨てることを禁止する。

第14条 長江沿岸で建設あるいは施工を行なう機関は『都市の建築ゴミの管理に関する規定』を厳しく実行し、建築ゴミの収集、運搬、処分および処理においては必ず現地の都市外観環境衛生行政主管部門の統一した管理に従うこと。建設および施工機関が建設施工活動中に生じる工事廃棄物材料などのゴミを長江沿岸の川縁に積み上げることや、川に捨てることを禁じる。

第15条 長江沿岸の企業・事業体は産業廃棄物を長江沿岸に積み上げること、あるいは川に捨てることを禁止し、下水道を通じて長江に流してもいけない。

第4章 ゴミ受け入れ施設および管理

第16条 港側、船舶ゴミ受け入れ機関および都市の環境機関は必ず入港船舶のゴミの随時受け入れ、運搬および処理を保証すること。都市環境衛生機関および船舶ゴミの受け入れ機関は有償使用の原則に

基づき船舶ゴミの運搬および処理に関して協議書を締結して、入港船舶のゴミ受け入れの需要を満たすこと。上述の協議書が締結できない場合、双方はまず船舶ゴミの受け入れ、運搬および処理を保証し、都市の外観環境衛生行政主管部門の調整と仲裁に従うこと。

第 17 条 船舶ゴミの受け入れ業務を行なう必要のあるすべての機関は、都市の外観環境衛生行政主管部門および港航海監督部門にそれぞれ文書で申請すること。審査の結果、許可が下り、都市外観環境衛生行政主管部門および港航海監督部門が共同で発行する『船舶ゴミの受け入れ業務許可証』（付表 1 を参照のこと）を取得しなければ、船舶ゴミ受け入れ業務を行なうことはできない。

船舶ゴミの受け入れ機関は作業を行なう前に船側に『船舶ゴミ受け入れ業務許可証』を提示し、作業完了時には船側に『船舶ゴミの受け入れ証明』（付表 2 を参照のこと）を発行すること。

第 18 条 船舶ゴミの収集、運搬、処理サービスに従事するすべての機関および個人は、船舶ゴミを現地の都市の外観環境衛生行政主管部門が指定するゴミ中継場あるいは処理場へ運ばなければならない、勝手に捨ててはならない。

第 19 条 船舶ゴミおよび固形廃棄物を保管する設備または容器は、完全な形を維持していなければならない、外観および周辺環境を清潔にし、勝手に移動、撤去、封鎖をしてはならない。

第 5 章 特別な規定

第 20 条 長江沿岸の各港航海監督部門および都市の外観環境衛生行政主管部門は、港湾船舶ゴミの受け入れ機関および都市の環境衛生機関のゴミ収集、運搬、処理の各システム間における相互の結び付き、互いの調整、船舶ゴミの随時処理を督促すること。

第 21 条 船舶の甲板または船室を洗い流す際には、事前に清掃を行ない、貨物の残余物を水域内に流さないようにすること。

有毒、有害貨物を搭載している船舶は、甲板および船室を洗い流してはならない。

船舶ゴミに有毒、有害成分あるいは危険成分を含む場合、必ずその他のゴミと厳密に分けて収集すること。ゴミの受け入れ前に、船側は受け入れ機関に対しその物質の品名、数量、性質および処理上の注意点を説明すること。

受け入れ機関は環境保護行政主管部門の危険廃棄物管理に関する規定に基づき、船舶ゴミを指定する処理場に運び処置すること。

第 22 条 疫病が発生した港湾から来た船舶は衛生検疫部門に申請して衛生処理を受けること。

第 23 条 船舶ゴミの受け入れ機関は、関係規定に基づいた費用の徴収を行ない、むやみに徴収してはならない。

第 6 章 法律責任

第 24 条 ゴミの汚染事故が発生した場合、船舶の所有者（経営者）、機関および個人はただちに措置を講じ、汚染の制御および除去を行ない、同時に港航海監督部門および現地の環境保護行政主管部門に

報告し、調査および処理を受けること。

水域に深刻な汚染を及ぼしたり、及ぼす可能性がある場合、港航海監督部門および現地の環境保護行政主管部門は強制的な清掃措置を採る権利を有する。これにより生じた一切の費用は事故を起こした側が負担すること。

第 25 条 水域汚染損害を招いた機関および個人は損害賠償責任を負うこと。

第 26 条 設備の受け入れによる問題あるいは人為的要素により船舶が不当に遅れたり、経済的な損失を被った場合、港湾の埠頭、荷役センター、造船工場、船舶分解工場の所有者（経営者）および船舶ごみ受け入れ機関が賠償責任を負うこと。

第 27 条 本規定に違反し、下記の 1 つを行なった場合、港航海監督部門、都市外観環境衛生行政主管部門、環境保護行政主管部門は各自の職責に基づき、状況により違法した機関に書面で警告あるいは 1,000 元以上 30,000 元以下の罰金を課すとともに、期限までに改善することを命ずる。違法した個人に対しては警告あるいは 100 元以上 300 元以下の罰金を課す。

- (1) 都市外観環境衛生行政主管部門および港航海監督部門の許可を得ず、港湾の埠頭および水上で勝手に船舶ゴミの受け入れに従事した場合、5,000 元以上 15,000 以下の罰金を課す。
- (2) 関係部門が規定する方法でゴミを収集、運搬および処理しなかった場合、警告あるいは 1,000 元以上 3,000 元以下の罰金を課す。
- (3) 沿岸の川縁にゴミあるいは産業廃棄物の野積み場を勝手に設置した場合、10,000 元以上 30,000 以下の罰金を課す。
- (4) 沿岸のゴミあるいは産業廃棄物の野積み場を規定通りただちに閉鎖しなかった場合、5,000 元以上 10,000 以下の罰金を課す。
- (5) ゴミあるいは固形廃棄物を沿岸の川縁に勝手に積み上げるか、あるいは水域内に捨てた場合、警告あるいは 10,000 元以上 30,000 元以下の罰金を課す。
- (6) 有毒、有害廃棄物を生活ゴミの中に混入した場合、10,000 元以上 30,000 元以下の罰金を課す。
- (7) 『船舶ゴミ記録簿』および『船舶ゴミ管理計画』を規定通り配備しなかった場合、3,000 元以下の罰金を課す。
- (8) 船舶ゴミを川の中へ捨てた場合、警告あるいは 5,000 元以上 30,000 以下の罰金を課す。
- (9) 本規定のその他の行為に違反し、環境汚染事故を引き起こした場合、5,000 元以下の罰金を課す。

第 28 条 本規定に違反し、同時に治安管理処罰規定に違反した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。犯罪が成立する場合には、司法機関が法に基づき刑事責任を追及する。

第 29 条 当事者が行政処罰の決定を不服とする場合、『中華人民共和国行政訴訟法』および『中華人民共和国行政再審議条例』の関係規定に基づき、行政の再審議の申請あるいは提訴することができる。当事者が期間内に再審議の申請あるいは人民裁判所への起訴も行なわず、また処罰の決定も履行しない場合、処罰決定機関が人民裁判所に強制執行の申請を行なう。

第6章 付則

第30条 本規定が述べる船舶ゴミとは、船舶の日常活動で生じる生活廃棄物、荷敷きおよび倉内清掃材料、および船上のその他固形廃棄物などを指す。沿岸の固形廃棄物とは、沿岸都市の機関および住民の日常生活および生活上でのサービスで生じる廃棄物、建築施工活動で生じる工事廃棄物材料および生産過程で生じる固形廃棄物などを指す。

第31条 『船舶ゴミの受け入れ業務許可証』とは、港湾の埠頭および水上で船舶ゴミの受け入れに従事する機関が必ず所持しなければならない証書を指す。

第32条 『船舶ごみの受け入れ証明』とは、港航海監督部門がゴミの行方の監督検査を行なう際に船側が提供する証明を指し、受け入れ機関はゴミの受け入れ完了時に、必ず船側に証明書を発行すること。

第33条 罰金は人民元にて計算、徴収する。

第34条 本規定は交通部、建設部、国家環境保護局が解釈の責任を負う。

第35条 本規定は1998年3月1日より施行する。